

- 村松幸昌委員長 ただいまより総務文教常任委員会を開会する。
- 当委員会に付託された議案は6件である。審査順序はお手元に配付の審査順表のとおり、総務部、こども未来部、教育委員会事務局として進めたいと思うが、御異議はないか。（異議なし）
- 総務部所管の議案の審査に入る。
- 認第17号「令和元年度焼津市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とし、当局の説明を求める。
- （当局説明）
- 村松幸昌委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 鈴木浩己委員 歳入の土地売払収入のところ、ターントクルこども館と新庁舎の分ということでお話がありました。ターントクルこども館が面積はどれぐらいで、あと、新庁舎のほうはどれぐらいかというのを教えていただけますか。
- 塩原毅志管財課長 鈴木委員の御質疑にお答えいたします。
- ターントクルこども館のほうは面積で1,118.42平米で、金額のほうは5,638万3,945円になります。新庁舎のほうは809.72平米で、金額のほうは2億98万8,486円となっております。
- 以上でございます。
- 鈴木浩己委員 ありがとうございます。
- 決算書の385、386ページに財産に関する調書というのが載っているんですけども、これとは別に全然関係ないわけですよ。今の2件分というのは。
- 塩原毅志管財課長 ただいまの鈴木委員からの質疑ですけども、財産に関する調書につきましては、今回の事業とは関係ございません。
- 鈴木浩己委員 例えば土地取得事業で先行取得をした時点であれですか。こっちの調書の土地の地籍の面積とかに反映されてくるという、そういう解釈でいいですか。
- 塩原毅志管財課長 こちらのほうの基金を例えば一般会計のほうに繰り出して、そちらで土地のほうを取得した場合につきましては、このところでの土地取得のほうに関係して数字のほうは上がってくることにはなっていないと。申し訳ございません。
- 以上です。
- 鈴木浩己委員 了解です。
- 村松幸昌委員長 1ついいですかね、私。
- 副委員長、交代してください。
- 青島悦世副委員長 交代します。
- 村松幸昌委員長 393ページの運用状況報告書の中に1、現金、2、債券、3、土地、この16億2,956万2,997円のこの金額という評価額の根拠は、それは何を基準にして出てきて、いわゆる買取り価格なのか、その辺をちょっと分かれば。
- 塩原毅志管財課長 委員長の質疑ですけども、この3の土地の16億二千九百何がし円

につきましては、用地の取得に要した経費という形になります。取得の用地費、それと、それに係る事務費がこの金額になっております。

以上でございます。

○村松幸昌委員長 分かりました。それでは、今の通常やっている評価額ではないということが分かりました。了解です。

○青島悦世副委員長 委員長に戻します。

○村松幸昌委員長 代わります。

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、認第17号「令和元年度焼津市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について」は全会一致、認定すべきものと決定

○村松幸昌委員長 議第57号「焼津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○村松幸昌委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○青島悦世副委員長 ただいま言いました保育所に入れない場合という、その保育所の設置場所についての範囲といたしますか、そういったものの考え方はありますか。

○伊東義直人事課長 市の会計年度任用職員に該当しますので、そこに該当する職員であれば、場所については特に規制はないと考えております。

○青島悦世副委員長 例えば市内の、極端なことを言いますと、こっちから向こうとかというようなこともあり得る、そういったものを対象にして入れるか入れないかという判断もするんですか。

○伊東義直人事課長 はい。青島委員のおっしゃるとおりで、特に距離等関係なく対象となります。

○村松幸昌委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第57号「焼津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○村松幸昌委員長 議第58号「焼津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○村松幸昌委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○河合一也委員 この条例が出る背景は分かるんですけども、8月1日以降というのは、多分焼津で感染が出た後のことも含めて期間を定めたということでもよろしいですか。

○伊東義直人事課長 はい。新型コロナウイルス感染が東京をはじめとしまして8月に増加傾向が見られていたことと、7月末に焼津市内で感染者が1人目が発生したために、

緊急対応する可能性があるということで、一応8月からということでこの条例の制定を進めております。

○河合一也委員 人体に触ったりとか物体を触ると、言葉では分かるんですけど、具体的にはどんな作業をされた方を対象にして、例えば現時点で何名ぐらい該当しそうなのかという大体の具体的な部分がちょっと見えてこないもので、教えていただければと思います。

○伊東義直人事課長 今回この条例を制定するに当たりまして、対象となる方は今実際にはございません。今後、先ほど説明にも申しましたが、地域外来検査センターを設置した際に、直接触れなくても従事した方及び、処置したときに出たものを対応として直接は触らないんですが、そういう対応をした方については日額3,000円というふうに考えております。

○河合一也委員 今、じゃ、予定されている検査場所ができたときにきっと出てくる可能性があるという、そういうことなんですよ。きっと今の時点で出た方は、直接焼津市の職員が何か触れるとか近づいたということはないということですよ。

インフルエンザ等にはそういうのは多分ないと思うんですけど、この感染症が初めての対応なのか、あるいは過去こういった感染症に対してこういった特別な条例ができたことがあったのかどうかというのを教えてもらっていいですか。

○伊東義直人事課長 今、この特殊勤務手当の条例の中に、既に保健衛生業務に従事する職員の特殊勤務手当をする中に、感染症予防等作業手当というものがございまして、その内容につきましては、感染症予防等の作業、手当は、感染症が発生し、もしくは発生のおそれがある場合、または結核予防上の必要のある場合において、職員が感染症もしくは結核の患者、もしくは感染症もしくは結核の疑いのある患者の予防救済もしくは感染症もしくは結核の病原体に汚染された物件もしくは汚染された疑いのある物件の処理作業に従事したとき、または伝染病菌を有する家畜もしくは伝染病菌を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したときに支給するというもので、既存の特殊勤務手当の条例に定められておるのですが、今回新型コロナウイルスということで、別途附則で新たに手当のほうを設けるものでございます。

○河合一也委員 今までのものではこれは該当しないということだったんですか。この新型コロナウイルスは。そういうことなんですよ。すみません。

○伊東義直人事課長 国も県も同様なんですけれども、新たにこの手当を設けて、近隣市でも実際に地域外来検査センターで行っているところは、新たに手当のほうを設けて対応のほうを進めております。

○河合一也委員 すみません、最後に、今回この条例が制定されて、例えば新型コロナウイルスが収束されるとこれがもう条例もなくなるのか、あるいは、これはこれで今後のためにずっとこの条例は規定しておく、設定しておくのか、その点だけ確認させてもらっていいですか。

○伊東義直人事課長 こちらのほうの法律の部分は一応期間が決まっておりますので、それに合わせての対応になると考えております。

○河合一也委員 了解しました。

○安竹克好委員 感染症にかかった方は、例えば焼津市では3名おられるとニュースでも

拝見しているんですけど、そういう方は島田の専門病棟に行って、焼津市立病院にはまだこれからつくられるということで、新型コロナウイルスの専門の。ですけど、今までに例えば風邪を引いた、熱を引いたとか、普通の外来で来られた方が、新型コロナウイルスの疑いがあるかもしれないということで、PCR検査とかそういうのをされたとか、それでも陰性だったと思うんですけど、そういうものに対してはこれは該当しないということでもよろしいのでしょうか。

- 伊東義直人事課長 はい。今おっしゃられたものとは別の対応になる。地域外来検査センターということで、基本的には市内の医療機関からの経路でこちらの検査センターのほうの紹介というか検査をする予約が入ってくる形になります。
- 安竹克好委員 了解です。
- 石田江利子委員 今の皆さんの説明の中で、質疑と合わせさせていただきます。地域外来検査センターというものの設置に合わせてこの条例を制定するということの認識でよろしいですね。
- 伊東義直人事課長 はい。地域外来検査センターを設置することによってこの条例のほうも制定されるということで考えております。
- 石田江利子委員 これは総務省のほうからそれこそ3月半ば頃にたしか通達が来ているように確認させていただいているんですけど、隣の藤枝なんかは4月にこの制定が行われているんですね。ということは、やっぱりあちらも地域外来検査センターを独自で、言わば保健所の指示の前に自分たちで検査センターを設置しているものだから、その関係でこちらを制定したという考え方でよろしいですか。
- 伊東義直人事課長 地域外来検査センターの設置なんですけれども、基本的には県が主体になりまして、県からの委託等を受けて市の医師会と市の行政のほうを含めて設置のほうをしますので、基本的にはまだ県のほうからの依頼が来ていないということで、順に、藤枝市は先行して、藤枝市、島田はやっていますけれども、焼津のほうはこれから第2波、第3波の新型コロナウイルスに対応するために造っていくという考えでございます。
- 石田江利子委員 ごめんなさい、私の説明があれだったんですけど、藤枝って独自で、県の主導じゃなく、独自で検査ができるようなシステムをつくったと思うんです、どこか場所を設定して。
- 池谷智子健康づくり課長 今のお話ですけれども、藤枝も島田も県からの依頼があって動いたということですので、焼津も同じです。
- 石田江利子委員 そうすると、藤枝で、先ほど言ったように、PCR検査、新聞にも載って、焼津市は何でPCR検査を早くやってくれないんだと言われたところがあって、藤枝のほうはPCR検査を早く市独自でできるような環境を整えていらっしゃると思うんですけど、4月に制定をされているんですね、藤枝というのは。この条例を制定されているんです。なので、PCRの検査ができる状態に藤枝市は焼津市が県の主導でやる前に独自でやっていたら、この制定を早くしたのかなと思ったんですが、そういうことではなく、藤枝、島田は取りあえずこの制定が3月に出たので、4月に早く制定をしたということですか。
- 増田澄浩総務部長 藤枝のほうは先行して同じこの条例改正をやっております。それに

については、私どもが聞いている範囲では、やはり藤枝市に先ほど申しあげましたようなPCR検査センターを設置すると。そうすると、そこへ、病院は病院の職員の手当があるんですが、こういった関係の。一般の保健師さんですとか、場合によっては一般職の保健師さんですとか、あるいは我々のような職員がそういう場所で作業する可能性があるということで、藤枝市もそれに備えて条例を改正したというふうに聞いております。

これに関しては、PCR検査センター以外にも、今後場合によっては軽症者の宿泊のホテルですとかそういったようなところに市の職員が出かけて行って、お手伝いといいますか勤務ですけれども、そういう形で出ていく場合もあり得るというような前提で、そういうようなことが生じることに備えて、焼津市でもこのタイミングで条例改正をするというような流れでございます。

- 杉田源太郎委員 今のやり取りを聞いていても、みんな市民が一番あと不安に思っているのは、焼津市内でPCR検査をするのかしないのか。検査じゃなくて、自分が聞いているところでは、あくまでも検体を採取して、その検体を県の施設ですか、そういう検査できるところ、それは政令都市になっているけど、静岡にあった検査センターが藤枝の場所に新たに設置したというような、そんなイメージだったんですよ。あくまでも地域外来何とかセンターというのを新しく造ったときも、そこでやるのは検査じゃなくてあくまでも検体の採取であって、検査そのものは市の独自にやるということではないということで、その確認をまずさせてください。
- 池谷智子健康づくり課長 今杉田委員がおっしゃったとおりです。地域外来検査センターはあくまでも検体を取るという、そういうことになります。
- 杉田源太郎委員 この前も同僚議員の一般質問の中で、この検査のことで答弁があった中で、ちょっと自分の聞き間違いかもしれないんですけど、焼津の市立病院でもPCR検査は行われているということでもいいですか。検体を取るじゃなくて検査が行われているということでもいいですか。
- 増田澄浩総務部長 市立病院は、病院で患者さんが検査が必要になるケースもありますので、それは市立病院のほうでそういったケースは検体を採取するところまでは必要に応じてやっているわけですが、検査といいますか、調べる、それ自体を病院内でやっているかどうかは、すいません、今はっきりしませんが、外部に出しているんじゃないかなとは思いますが。
- 杉田源太郎委員 そういうことをこの場ではっきり言うことというのが逆に多くの不安を与えちゃうかもしれないなということで、それはまた別途で構わないんですけど、市立病院で、新型コロナウイルスの予算の中で陰圧テントを外に置いて、前、あそこの外にあったテントは陰圧じゃなかったよというようなことで、あそこに陰圧テントを置くということは、その中で検体を取って、検査もそこでやるような、あるいは場所をどこかへやるのか分からないけど、そんなふうに思っていたので、そういう病院従事者、そのところに市の職員としている方もいると思うんだけど、そういう人たちもその対象になっていくのかなと思ったんだけど、それでよろしいですか。
- 増田澄浩総務部長 市立病院につきましてはこの条例の対象にはなってございません。病院は企業会計が別の条例になっていますので、そちらのほうで新型コロナウイルス、これと同様の特殊勤務手当、これは既に設けられております。

○杉田源太郎委員 了解しました。

それで、先ほどの石田委員の質疑の中であったんですけど、この条例というのは、地域外来センターですか、そういうのができたことを前提として、そこで働く人たち、そこに関与する可能性がある職員を対象にこの条例ができたというふうに今聞こえたんですけど、新型コロナウイルスの一番やっぱり怖いというのが、症状が発症する前にいろいろ移してしまうどうのこうのというのが出てくると思って、今1つ聞きたいのは、市の職員の中で、例えばレベル4という中で、東京とか、ここは行っちゃいけません、行かないようにしてくださいとか、そういうのが県のあれで出ているわけですけど、それに倣って、市のほうで私たちもそのあれをもらっているわけですけども、市の職員の中でそういうふうに事務的に、行くのをちょっと控えてくださいよと言っているようなところへ仕事上行かざるを得ないようなこともあるんじゃないかなと思うんですけど、あったんじゃないかなと思うんですけど、そういう人たちはその対象にはならないんですか。

○伊東義直人事課長 今回の条例のほうは防疫の業務を行った者という限定になりますので、通常勤務の中で他県へ出張したからといってこの対象になるということとはございません。

○杉田源太郎委員 分かりました。

じゃ、そうすると、今まで発生しているいろいろレベル3からレベル4になったとか、そういうのを情報がずっと来ているときに、その間に市の職員で危ないよと言われているそういう地域、そういうところに出張したケースというのはありますか。

○伊東義直人事課長 極力出張等を控えた事例はございますが、その全体の把握まで、すみません、していないものですから。

○杉田源太郎委員 私たち議員に対しても、議長のほうからこういうところに行かないよということだということで指示が出て、もしどうしても行かなきゃならないとき、そういうときはちゃんと許可を取りながらということだったと思うんですけど、やはりそういうことが全職員の中にあつた場合というのは、ちゃんと担当部署の部長だとか、そういうところに事前に通知をして、そういうところに行くというふうになっていて、その人に症状が出ているか出ていないかというようなことだとか、そういうものも確認していかなくちゃならない。当然びっぴつとやる体温の測定と、いつもやっていると思うので、それはいいと思うんですけど、症状が出ないということを考えたときというのは、そういうところに行った方についての検査というものを対象にする、あるいは、今回これの新しい検査センターの対象だけにしているということだけど、うちのほうの職員の人たちについても検討してもらいたいと思います。

それから、最後にもう一つ、ほか市長が認める作業、これは具体的にどんなことを意味しますか。

○伊東義直人事課長 すみません、特に具体ということじゃないんですけど、想定されるもの以外の対応が出たとき、そのようなことを市長が認めたときということで対応を考えております。

○杉田源太郎委員 確認ですけど、そういうものが出たという場合には、必ず議会のほうに報告があるということによろしいですか。もしそういうような事例が出たとき、市長

がこれはそれに準ずるといふに認めた場合というのは、そういう報告は当然議会のほうにもあるということによろしいですか。

○増田澄浩総務部長 この条例の運用上の話になるかと思いますが、基本的には、今上程していますのは、設置が予定されているPCRの緊急外来の検査センターしか、そこでの作業をした場合ということ想定しております。それ以外に何か出た場合ということですが、ここの今委員がおっしゃいますその他市長がこれに準ずると認める作業ということにつきましては、条例上の条例の適用の話になりますので、基本的には疑いのある方の身体に接触したり、これらの下に長期間接触して行う作業と、この中に含まれる中での運用を想定しておりますが、そういったこと以外にやはりこの特殊勤務手当を支給する必要があるようなものが生じた場合は支給していくことになるんですが、それについてあらかじめ議会のほうに御報告するかそういったことは予定はしてありません。

○青島悦世副委員長 作業に従事した1日につきということは、時間とか、ちょっとでもそういう瞬間があればそれに該当するという解釈でいいですね。

○伊東義直人事課長 はい。時間というか、1日当たりですので、短い期間でも従事すればそれは対象となります。

○青島悦世副委員長 これ、条例のことは理解しました。

それで、あつてはならないわけですがけれども、この作業に従事した、ほかのところという、一般では危険手当とか何かでいろいろやっているところも特殊なものであるわけですがけれども、この特殊作業という中で仮になってしまったといったときには、特別な何か手当といいますか、特別なことはあるんでしょうか。なっちゃった場合。こういった、この条例とはちょっと関係ないかもしれないけれども、この先にあることで。

○村松幸昌委員長 青島委員、お尋ねしますが、今のは作業をして新型コロナウイルスに感染しちゃった場合ということ。

○青島悦世副委員長 はい。

○村松幸昌委員長 そういうことだそうです。

○伊東義直人事課長 業務で感染した場合ですけど、公務災害の扱いになりますので、その中で対応していくことになります。

○村松幸昌委員長 いいですか。

細かい話ですけど、ここのいわゆる新旧対照表の中の後段の部分で3,000円と4,000円の違いがあるじゃないですか。それで、ここの部分は、看護、介助をいわゆる長時間というこの範囲も分からないですけども、その辺の違いを短く教えてください。

○伊東義直人事課長 この根拠なんですけど、3,000円につきましては、地域外来検査センターでの医師の補助等、基本的には医療業務は、分担会社からの派遣で看護師等を確保して対応していくことを考えているんですが、感染が拡大して看護師職員等が確保できないような可能性が考えられますので、その場合は市の保健師がそこで従事するということで考えております。

4,000円につきましては、感染が全国的に拡大しました地域の保健所等の切迫した対応状況を踏まえまして、あと、県から市の保健師の派遣依頼がされることも想定され、そのため、軽症者が療養するホテル等での医療業務に従事する可能性が考えられますので、その分を日額4,000円として想定しております。

- 村松幸昌委員長 了解です。分かりました。
- 鈴木浩己委員 それこそ全国の自治体でこういった特殊勤務手当の事例をざっと見てみたんですけど、焼津が感染症予防等作業手当という言い方なんですけれども、ほかは圧倒的に防疫等の作業手当という感じになっているんですけれども、予防手当というふうにつけているのでネットでヒットしたのが札幌市ぐらいなもので、あとはほとんど防疫作業ということなんですけれども、これは別に予防でも防疫でも全然問題ない話なのかどうかというのをちょっと伺わせていただきたいと思います。
- 増田澄浩総務部長 この手当の名称でございますけれども、先ほどちょっと説明させていただいた既存の手当が、予防手当というような言い方を焼津市がしていたかと思いません。今鈴木委員がおっしゃいました防疫手当という言い方、これが一般的かと思いますが、中身は基本的には同じだと思います。名称をどうするかというときに、既存の手当名称が感染症予防等作業手当という言い方で、そこも防疫手当という言い方はしていなかったものですから、恐らくそういう言い方に合わせて予防等作業手当という名称を使わせていただいたということで、内容的にはそれで何かが変わるとかということはありません。
- 鈴木浩己委員 分かりました。
- それと、もう一個、今回の条例改正はあくまで一般職だと思うんですけれども、自治体によっては会計年度職員の特殊勤務手当もセットで条例改正しているんですよ。今のところこの地域外来検査センターでの従事というのは会計年度職員は想定されていないと思うんですけれども、もしか今後感染が拡大をして、宿泊施設とかで隔離をするような、そういう状態になったときというのは、やっぱり職員の方、結構人数が必要になってくるのかなというふうに思うんですけれども、そういうときに会計年度職員ももしかするとですよ、万一そういうふうに対象になったときに、今回のこの条例改正だけだと会計年度職員が入っていないものですから、対象外なのかなというふうに思うんですけれども、この点についてはいかがでしょう。
- 伊東義直人事課長 この特殊勤務に関する条例でつきますけれども、職員全部が網羅されますので、これが変われば会計年度任用職員も……。
- 鈴木浩己委員 それも含まれるの。
- 伊東義直人事課長 はい。対象になりますので。
- 鈴木浩己委員 了解です。
- 村松幸昌委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第58号「焼津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 村松幸昌委員長 以上で総務部所管の議案の審査は終了した。
暫時休憩する。

休憩（9：52～9：59）

○村松幸昌委員長 会議を再開する。

こども未来部所管の議案の審査に入る。

議第59号「焼津市ターントクルこども館条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○村松幸昌委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○河合一也委員 前回の議案質疑のときにいろいろ聞いてくれた同僚委員がいて、そこであるほどと事情は詳しく分かりましたけれども、1つ入館料のことで、他のいろんな施設を比較されたという話も聞いて、私も頭の中で、例えばあの施設だったらどういうパターンが多いかなど、両親が、母親1人の場合もあるのかもしれないですけど、子ども、小学生の低学年と幼児、3歳ぐらいの子、お二人ぐらいを連れていくなんてというのが結構あるかなんて思ったときに、それを想定して関連のおもちゃ館だけの比較で、ほかの子ども施設とかそういうのはあんまり比較していませんけれども、ふっと見たら、焼津は例えば市内だと1,000円だったんですね。鳥海山のほうが1,400円、長門のほうが1,800円か、東京は2,400円と。焼津が一番安くて利用しやすいので一番いいなと思ったんですけど、市外に関しては、焼津は3,000円になるんですね。小学生と例えば3歳の子を連れていくとそれぞれ500円ずつかかりますから、それで親も1,000円ずつですので、3,000円と。鳥海山のほうは2,800円、これは比較的近いんですけど、あと、長門のほうはペア券とかを使って2,000円、東京はやっぱり2,400円。

そう考えると市内にとってはとてもいいんですけど、市外との差が大きくて、この前の議案質疑のときのやり取りで聞き漏らしたというか、聞き間違えかもしれないんですけど、市内と市外の見込みとして4対6ぐらい、市内4、市外6ぐらいの利用客を見込んでいるみたいな答弁があったと思うんですけど、そうなったときに、やっぱり市外から3,000円となるとちょっと行きづらくなっちゃうのかなって。もう少し来やすくして何回も来てもらったほうが、やっぱりリピーターはきっと多い施設じゃないかなと私は思うものですから、何となくその辺の値段設定にもうちょっと説明いただければなというふうに思いました。

○藤野 大子育て支援課長 ただいまの御質疑は、平日のパスポートに関する市外の方の大人の方の料金が他の美術館と比較すると、若干、差があるんじゃないかということと、それから、全体的に市外の方の料金が他の施設と比べると若干高いというような、そういった御質疑……。

○河合一也委員 違います。パスポートではないです。平日、大人が利用する場合に、2人の親が連れてきた場合に、2人の親で1,000円ずつ2,000円かかりますよね。子どもは、例えば小学生1人だと500円、もう一人3歳児がもしいたら500円と、3,000円かかりますねという話で、パスポートの話は今は関係なしです。

○藤野 大子育て支援課長 分かりました。ありがとうございます。

ここの市外の方の料金設定につきましては、全国のおもちゃ美術館の市外料金というものも参考にさせていただいております。例えば、先ほど委員からもございましたけど、鳥海山の場合は市外の方の利用で行きますと、全部、中学生以上は大人料金ということ

になりまして、一律800円となります。こういった事例を参考にさせていただいて、市外のほうの料金設定をさせていただいております。

それから、やはりこの施設については市民の皆さんの税金で設置させていただくという概念もありますので、そうしたことから、市外の方には一定の応分の負担の御利用をしたいというふうに考えています。

以上でございます。

○河合一也委員 考え方は分かるんですけども、先ほども言いましたけど、やっぱり市内が一番安くて、これはこれで焼津市内の人は喜ぶと思うんですね。利用しやすくていいと思うんですけど、市外からもし先ほど言った4対6ぐらいで、6ぐらいを市外からもし呼び込もうとする場合に値段設定として、ほかの施設と比べて一番高い設定になってしまっているものですから、ここはもうちょっと利用しやすいほうがいいんじゃないのかという、そういう思いです。市内の人に便宜を図るというのは、それは同じところで私も賛同できる場所でいいんですけど、市外設定が先ほど言った800円ぐらいが最高なところを1,000円になっているというところがどうかなという、その辺の説明が。あえてそういう高いところで設定したのか、ほかを参考にしたらもうちょっと中間辺りのところで設定されたらどうかなというふうに思ったんですけども、いかがですか。

○藤野 大子育て支援課長 やはり繰り返しのお話になってしまいますが、この施設については市民の方の税負担で、また、そういうことがありまして、そういう中では市内の方には低料金で使いやすい料金設定をさせていただいているところでございます。

一方、市外の方につきましては、いろんな事例を基に設定させていただいた考えはございますけど、そういったいわゆる受益者負担という原則の中で、応分の負担を市外の方には求めたいというふうな考えで設定させていただいたものでございます。

以上でございます。

○河合一也委員 例えばそれで進めて、やっぱりいい施設だからぜひ来たいということで、市外からもいっぱい来てくれればそれでいいんですけど、市外からの利用者が思惑と外れた場合に、途中で考え直すということはある得るのでしょうか。

○藤野 大子育て支援課長 現時点では、そのような考えは持ってございません。

以上でございます。

○河合一也委員 何とか利用客が多くうまく回っていくことを期待して、私からは以上です。

○安竹克好委員 おもちゃ美術館の1年間の来場者数の予測推移、何人を予測しているのでしょうか。

○藤野 大子育て支援課長 年間5万人を予定しております。

以上でございます。

○安竹克好委員 先ほど河合委員の数値でいうと、市内が2万人、市外が3万人という推移になるかと思いますが、その場合における、あくまでも推理ですけど、年間の入場料金、お幾らになるのでしょうか、推理は。

○村松幸昌委員長 収支だね。

○藤野 大子育て支援課長 おもちゃ美術館に関する入場料の収入見込みですけど、2,800万円を見込んでおります。

以上でございます。

○安竹克好委員 2,800万円、これはただ単に、市内、市外、先ほどの4割、6割、それを割ればいいということと、大人と子どもと料金の違いがあるじゃないですか。どのように推理されていますか。何割、何割という数字でいいんですけれども、いかがですか。

○村松幸昌委員長 いわゆる算定項目ね。

○安竹克好委員 すみません、言葉が。算定根拠を教えてください。

○藤野 大子育て支援課長 きちっとした基礎的な数字、何人に対して平均幾らということでは算定は見込んでいませんが、ただ、この近辺の施設、例えば島田市さんのこども館だったりとか、藤枝市の施設だったりとか、それから、全国のおもちゃ美術館などの入館の子どもと大人の割合だったとか、いろんなことを勘案させていただきまして、約2,800万円の収入というふうに算定させていただきました。

以上でございます。

○安竹克好委員 ということは、似たような近隣施設とか、似たような施設の収入、支出のところを大体データとして出ただけであって、5万人が入るとか、大人が何人ぐらい、子どもが何割ぐらいとか、そういうふうに算定したわけではないということでしょうか。

○藤野 大子育て支援課長 先ほどの島田市さんのこども館だったりとか藤枝市さんの施設であれば、子どもの数、大人の数、その辺のデータを基に今回の料金のほうの単価を掛け合わせて積み上げた数字がおおむね2,800万円という数字になっております。

以上でございます。

○安竹克好委員 ですので、まさしくその大体何割ぐらいとかという数字は出ないんでしょうか。

いいです。後ほどまた資料提供でも構いませんので、それで。

以上です。

○村松幸昌委員長 いいですか。

○安竹克好委員 はい。

○村松幸昌委員長 じゃ、今、安竹委員の言ったことにつきまして、出せる範囲で資料ということですので。その資料は委員全員にお配り願えればありがたいと思います。検討してみてください。

○石田江利子委員 2点ほど。

まず、第3条の条例の(4)子育てに関する相談、その他、子育て支援に対する事業のところなんですが、既存の窓口の支援センターがございますよね、焼津市には。それがこちらに移るという考えか、もしくは増設という考えか、まず1つ教えてください。

そして、もう一点が6ページの第10条の(6)その他、係員というところの係員なんですけど、今現状の状態がいいんですが、どんな係員を想定、幾つかの係を持った方々がこども館を運営していく中にはいらっしゃると思うんですけど、どのくらい、どういう人たちがこの係員というくくりの中に入るか、この2点だけお願いします。

○藤野 大子育て支援課長 支援センターの機能がこども館のほうに増設するかという御質疑だったと思うんですけど、そういった増設という考えではなくて、こども館のほう

にコンシェルジュを配置するなどを検討しております。

○石田江利子委員 集約という意味。

○藤野 大子育て支援課長 そういう集約ということの考えは持っておりません。

○石田江利子委員 じゃ、増設ね。新設。

○藤野 大子育て支援課長 支援センター等ですよ。

○石田江利子委員 支援センターもそうなんですけど、一応窓口がAIのチャットボットを見ていくと幾つか出てきますよね。ああいう支援センターが、要は窓口が幾つかあるわけなんですけど、そういうものの総合的な窓口という感じではなくて、何か特別な支援をするという窓口にするということですか。支援センター、何でも受け付ける窓口という感じのものが1つまた増えるという感覚でいいんでしょうか。

○藤野 大子育て支援課長 そういうイメージではなくて、具体的に申し上げますと、コンシェルジュさんを配置するなどを検討しております。ただ、子育てに関する御相談だったりとか、お子さんに関する相談をコンシェルジュさんが例えば聞いたとします。聞いた内容を例えば市内の子ども相談センターにつないだりとか、そういった役割はこども館でもしていきたいなというふうには考えております。

それが1点目の回答になりまして、2点目の条例の第10条の第6号、その他、係員のいろんな指示に従うことという、その他、係員というのは、館内にはおもちゃ学芸員の方だったりとか、それから、えほんとサポーターの皆さんがいたりとか、それから、業務委託先になりますと、団体にもいろんな各種スタッフがいますので、それら全てを含めた形と、当然そういった係員全てを指しているというふうには考えています。

以上です。

○石田江利子委員 じゃ、まず1つ目のさっきの相談というのは、相談がその時点でできることであれば相談するし、もっと専門的なところが必要であればそちらの窓口で何らかのその先の、こんなところに行ったほうがいいですよとかという情報提供を差し上げるという総合的な窓口でいいということですね。了解しました。

その他の係員のところの、今の感覚ですと、館内にそこで仕事をしていらっしゃる係員の方々が全て対処するということになると思うんですけど、係員の皆さんの意識レベルというんですか、本当に子どもさんがいたり、いろんな方がいらっしゃるの、いろんな細かいことがやっぱり起こると思うんですよ。そのときに判断のラインというものをやはり皆さん一律にしておくというのはすごい大切なことだと思うものですから、今、どんな方の対応になるのかなと思ったんですけど、じゃ、全ての皆さんがそういうことに直面したときには対応できるようなスキルと意識を持っていただくような研修を重ねていただくということで、よろしくをお願いします。

以上です。

○青島悦世副委員長 4条のところのこども館の開館時間ですけども、9時から19時としたことについて、どのような考えの下にそうしたのか、伺います。

○藤野 大子育て支援課長 まず、児童の健全な育成という観点と、それから、市内の公共施設の開館時間とのバランスを考えて、開館時間を9時から夜の7時までとさせていただきます。

以上でございます。

○青島悦世副委員長 ほかのところはたくさんあるわけですが、調べたところで、9時から16時とか、10時から16時とかというところもあるんですけども、多分ここにも思いは同じ中でそういう設定をされる根拠があるけれども、そこら辺のことも調査をされたでしょうか。

○藤野 大子育て支援課長 初めに委員からありました午前9時から夜7時までの開館時間は、こども館全体の開館時間となります。それから、先ほどありました10時から4時までとか、9時から4時までという時間につきましては、おもちゃ美術館の開館時間となります。

以上でございます。

○青島悦世副委員長 6条のところの2ですけども、市長は、こども館を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときはという項がありますが、ここで言う市長というのを、先ほども係員とか、それと重なるのか、ここで特に市長とうたったのは、市長というのはどういうふうに解釈すればいいですか。

○藤野 大子育て支援課長 ただいまの御質疑ですが、第6条の入館の制限の出だしの児童（9歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を言う）というところがありまして、そういった子どもがこども館を利用するときは保護者と同伴で来ていただきたいと。その他、市長が当該児童の安全を確保することができる者として認められる者、ここの御質疑でよろしいでしょうか。ここの文言の御質疑ということでよろしいでしょうか。

○村松幸昌委員長 6条2項の出だしの市長はというのが、なぜ市長にしてあるんですかということでもいいですか。

○藤野 大子育て支援課長 申し訳ありません。6条の第2項のところの御質疑で、この主語の市長は、この施設の管理者が市長である旨でございます。

以上でございます。

○青島悦世副委員長 そこでいう（1）から（5）というか、それぞれ書かれていることの中のことをどこで判断して、このことが市長がとなるのかというのは、現場でもあり得るわけじゃんねと思って聞いたんです。

○藤野 大子育て支援課長 今の第6条第2項、各号、1号から5号までのことでございますけど、上として、具体的にマニュアルを作って対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○青島悦世副委員長 今言われたマニュアルというのは作成済みか作成していないのか、どっちですか。

○藤野 大子育て支援課長 今後、策定してまいります。

以上でございます。

○青島悦世副委員長 次、10条のところの（1）こども館を利用する権利を譲渡し、または貸与しないこととありますけれども、例えばどのような状況ですか。状況、状態。

○藤野 大子育て支援課長 入館に当たって、利用チケットなどを譲渡したりとか貸与したりということを指しております。

以上でございます。

- 村松幸昌委員長 プレミアムをつけて売らないって、簡単に言うよ。
- 青島悦世副委員長 そういうこと。今、委員長が言ってくれましたけど、一度買ったチケットを譲り渡すという行為のことを言っているんですね。プレミアムをつけて、幾らで買ったやつを幾らで売るよとかということのないようにというようなことも含まれていると。
- 藤野 大子育て支援課長 そうです。もう一つ考えられるのは、半年のパスポートを購入された方が又貸しすることも考えられるということも思っています。
- 以上でございます。
- 青島悦世副委員長 10条の2項、市長は、事業者が前項の規定に違反したときはという項ですけれども、市長の代行の役目を、現場で起き得ることというのはいろいろあると思うんですよ。代行というのはどういった形で認めていきますか。その場合に、1のところの(6)のその他、係員の必要な指示に従うことと違って、それらもかかってくるんですか。
- 藤野 大子育て支援課長 館長になります。
- 以上でございます。
- 青島悦世副委員長 じゃ、館長がその任を負うという形で。
- それで、12条のところのこの条例に定める者のほか、この条例の施行に対して必要な事項は規則で定める。これは先ほどのことも含めて、令和3年の開館になる予定でしょう。ですから、いつ頃までにこれはできるんですか。
- 藤野 大子育て支援課長 具体的にいつ頃までということ等が今はできないんですが、今後、具体的に検討させていただいて、当然ですけど、条例が施行されるまでに整備させていただきます。
- 以上でございます。
- 青島悦世副委員長 別表のほうで、おもちゃ美術館の入館料、それから、駐車場の関係ですけれども、こども館の利用者と駐車場、そうでない駐車場の管理というのはどのようになるか。チケットでやっているのか、見積りとか、管理をするときに区別をどのようにされるのか。
- 藤野 大子育て支援課長 駐車場の管理は市が行います。具体的な利用については今後検討させていただきます。
- 以上でございます。
- 青島悦世副委員長 なぜそんなことを聞くかということ、駐車券をどこで発行するのかと。どういう形で発行するかで、例えば駐車場使用料が1時間までは150円、1時間を超える部分については30分ごとに50円と違ってありますよね。そういったことの算定の根拠になっていくじゃんね、当然。だもんで、どこで管理するのかというのは、どういう形ですかということをお聞きしたわけですが、開館するまでにそれらも全てやっていくということですね。
- それから、もう一つ、鳥海山さんのほうのことも新聞記事等、向こうで問題になったことも、東京美術館とのあれは当然承知していると思うんですけれども、あれらに関しての、この条例に直接あるかどうか分かりませんが、今後の中で、この前も新聞に載っていた学芸員の養成とかという手続の中でもう既に集まっている。そういった方

がどういう契約をしているのか分かりませんが、今後、あのような状況が出てくるのか、出てこないのか。もともと先ほどから御説明にあるとおり、市税、特にふるさと納税のお金等もつぎ込んでやっている中で、そういったことが発生するということはまた問題が起きるということではないことじゃありませんので、そこら辺をどのように判断というか承知を、あの記事、あそこで問題があることについて解釈しているか、コメントをいただければと思いますけど。

○村松幸昌委員長 今、青島委員に再度というか、お尋ねしますが、鳥海に起こっていることは承知していると思いますけど、具体的にどういうことなんですか。知らない人もいないかもしれない。

○青島悦世副委員長 鳥海山のおもちゃ美術館の運営に関して、秋田県の由利本荘市が設定、NPO法人芸術と遊び創造協会、東京おもちゃ美術館と結んできた連携協定を4月以降、継続しない方針を決めた。これが引き金になって、両者の対立が表面化している。連携協定書、おもちゃ学芸員養成講座の費用、設定をめぐる不信感等の問題のようです。分からないか。

○村松幸昌委員長 当局が最初のほうの聴取をしていらっしゃるのか。何らかの形で答弁できますか。

○藤野 大子育て支援課長 由利本荘市さんと東京おもちゃ美術館との関係は、コメントは控えさせていただきますが、本市におきましては、東京おもちゃ美術館と業務委託の関係性を結んでおりまして、今年度から人材育成等の講座をお願いしております。

協定費の関係につきましては、既に経費としても考えておりますし、それから、東京おもちゃ美術館とは綿密に調整をしながらやっておりますので、引き続きこういう調整をきちんとやりながら、市民の皆さんに御迷惑がかからないような良好な関係で対応してまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○青島悦世副委員長 協定を結んだ、その協定の内容は分かりませんが、例えばこの問題の中に、入館者1人につき20円とか、そういったものがありましたよね。そういったことも含めまして、鳥海山のほうの運営がいろいろな状況は出ていると思うんですよ。そういった中でも問題が起きているというふうにも取れますもんで、だもんで、そういった面も含めまして焼津市は大丈夫なのかな、どういう形で協定を結んでいるのかなというような思いで今聞きました。

○渡辺晃子子ども未来部長 今、子育て支援課長の説明の補足をさせていただきます。

東京おもちゃ美術館と姉妹おもちゃ美術館の連携協定は、これから結ぶ予定であります。今、業務委託のほうの契約は結んでおりまして、いろいろなこれからの運営の準備をお手伝いいただいているところでございます。

先ほどから委員がおっしゃられている連携協定費、こちらについても本市としては必要な経費として認識をしております。ですので、運営コストのほうにも算入させていただいております。連携協定といいますのは、全国のおもちゃ美術館とのネットワークを活かしました研修や広報の支援体制、そういったものが整備されております。

ですので、例えば東京おもちゃ美術館に行けば焼津のおもちゃ美術館のパンフレットが置いてあったりですか、鳥海山に行けばやはり焼津のおもちゃ美術館のパンフレット

トが置いてあったりですとか、全国どこの美術館に行っても焼津にもおもちゃ美術館があるんだよというような、連携によってそういうような宣伝効果も期待できるというような形で、いろいろな面においておもちゃ美術館との連携協定は市にとっては必要なことだと思って認識をしております。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 私は、ほかの委員の質疑なんかでずっとメモを取っていたんだけど、質疑に対してほとんど答えられていないところは圧倒的に多かったなというように思うんだけど、先ほども事務局に確認したのは、条例と直接関係ないところが多かったからなんじゃないのということだったんだけど、今、安竹委員だとか、石田委員、それから青島委員なんかの質疑の中で、私がずっと確認したかったのは、まず、ターントクルこども美術館、これの位置づけについて、まず最初に確認をしておきたいと思います。これは子ども支援の位置づけだということで、子育て支援というか、そういう位置づけになっていると思うんです。大井川のとまとびあというのが児童福祉法に基づく児童厚生施設、児童館ですね。そういうことで無償になっていきます。そういうこととの対比なんですけど、ターントクルこども館の位置づけというのは、児童福祉法、そういうものに立脚してこの条例は定められているかどうか、それをまず確認させてください。

○藤野 大子育て支援課長 まず、焼津おもちゃ美術館の関係については、今、委員からもありましたように、焼津市の子育て支援施設の1つであるというふうに考えております。

それから、2点目の児童館の位置づけの御質疑だったと思いますが、御承知のとおり、児童館の目的は、児童に健全な遊びを与えるということと、それから、遊びを通して子どもたちに集団、それから個別の指導を行うということが目的になっております。そのために、児童館には児童の遊びを指導する者を置かなければならないということがございまして、委員も御承知のとおり、放課後児童クラブの支援員さんと同じような、あぁいった保育士さんとか、幼稚園、小中高の教員の資格を持っている方が指導に当たるということが児童館には必要になっております。

一方、こども館におきましては、子どもが自由に想像していただいて、子ども自身で成長していただく場を提供したいという考えがございまして、これを保護者の皆様はじめ幅広い世代の方が子どもに寄り添っていただいて見守っていただきたいという考えがございまして、そして、これまで焼津市の総合計画の将来都市像、それから中心市街地活性化基本計画、それから都市計画マスタープランの理念にもありますとおり、焼津駅周辺のまちづくりのにぎわいの拠点ということから、市内外から多くの方に訪れていただく観光的機能を持った施設としてこども館は考えておりますので、そういったことから、美術館、それからこども館については、児童館の位置づけを考えていないものでございます。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 分かりました。児童館の位置づけについてちゃんと分かっているということで、とまとびあも、何度も私も行ってはいますが、資格者の方が対応していただいています。今言ったように、一番最初にターントクルこども館、これは子どもの育成、その育成の場、そういうところで支援をする人たちというのは、これは児童の権利

に関する条約というのがあるんですけど、その中でも子どもの権利条約、そういうものにのっとっていくと、児童館でなくても子育て、育成、そういう場にはそれなりの人員を配置しなければならない。私たちも委員会で東京おもちゃ美術館へ視察を行かせていただいて、その後、私、個人的にあそこのいろんな講演会だとか、そういうものに行かせていただきながら何回も東京へ行かせてもらいました。それで、あそこで私たちが視察に行ったときも、学芸員という名前ですごく熱心にやられている方、その方、学芸員という名前がどうかは別ですけど、その方たちは別段資格は別に持っていなくてもそれなりの、この前、新聞で見ましたけれど、もう既に多田館長が来ていろいろやっているというようなこと、新聞に発表されていました。あっ、やっているんだな、やることについて遅くないほうがいいなという思いは同じです。ただ、この中で、子育て、子どもの育成、そういう位置づけをしているときというのは、児童館じゃないかもしれないけれど、それなりの有資格者、それがいつも配置されているということが大事だと思うんですけど、それについてはどう思いますか。

- 藤野 大子育て支援課長 委員の御意見と全く同じ認識を当局もしておりまして、今回、人材育成講座ということを今月から始めさせていただいております。31名の方がその講座に参加していただいているわけなんですけど、その中に結構、保育士の資格を有している方だったりとか、学校の先生だったりとか、それから、中には図書館司書の資格も持たれている方とか、いろんな資格を持たれている方が多く入ってございます。ですから、そういった必要性の中で今回応募していただいている方は、そういったスキルを既にお持ちの方がいるということは非常にありがたかったかなというふうには考えています。

それから、委員からもありましたように、来月からえほんとサポーターと、それから、おもちゃ学芸員の養成講座を始めさせていただきます。そういった講座のほうにもそういったスキルをお持ちの方もいると思いますし、それから、仮になかったとしても、先ほど委員からありましたように、やっぱり子育て施設であるということから、いろんな勉強の機会も提供させていただいて、そういったスキルワークをしていただくようなことへの取組も考えていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

- 杉田源太郎委員 たまたまそうやって応募していただいた方、応募していただいた中の保育士さんだとか、学校の先生だとか、司書の方たちというのは、それなりの意識はあるんですよ。やっぱり焼津でこれだけ自分たちも物すごく期待をしている施設であるんだけど、そういうところで子育てという観点からしたときに、たまたま応募したらそういう人たちが来てくれたよ、だから、よかったじゃなくて、でも、こここのところには子育てのそういう施設なんだという意識づけで、支援の方も含めて、有資格者の方、これを置くという、そういうことを条例の中にやっぱり入れておいたほうがいいんじゃないかなというふうに私は思います。そこについてはどうですか。

- 藤野 大子育て支援課長 御意見ありがとうございます。運用として、具体的検討をさせていただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

- 杉田源太郎委員 これは別件で、支援サポーターの件で私は質疑したことがあって、幾

つかの学校、支援サポーター、実際にやられている人なんかを見学させていただきました、教育委員会に聞いて。そのときに、そのところは資格がないんですよ。でも、実際に支援サポーターの方の中には随分多くなったというふうには聞いているんだけど、どのくらいかというのは私は分かりませんが、そういう幼稚園の保育士の資格を持っている方というのは結構いたんですよ。ちゃんと配置はそういうところに今全部配置しようとするとな大になっちゃうもんでということがあったんだけど、これは、私、議員になったばかりのときも学校図書館の学校司書の資格の問題について、なしの人がかなりいた。だけど、その方たちも取っていきなかならないということで、教育委員会がいろいろ、今は全員が資格者になるというようなことになっていった。やっぱりこういう子どもを育てるって大事な役目を果たして、全国からも多くの期待が集まるだろうと私は期待しています。そういうところでの子育て支援にイメージがあるんです。そういういろいろな有資格者の人たちがそこにいるということがやっぱり条件づけられていくということが、ポテンシャルを上げていくというような、そういうことにもつながっていくと思いますので、それはぜひ検討していただきたいと思います。それがまず大前提です。

その次に、先ほど言いましたけど、安竹委員も収支の計画だとかそういうものについて聞いたんだけど、それについてははっきり分からない。はっきり分からなかったのも、また連絡していただけたということなのかもしれないけれども、でも、この条例が出てくる背景として、やっぱり今後どんなふうに収支になっていくのかなということは、当然頭になければここに出てこないと思ったんです。

まず、1つ目、先ほどの答えをいただいたのは、来館者の予定の中で、5万人ぐらいを予定しているよと。それで、先ほど青島委員が言った鳥海山のところで、来館者数って大体3万5,000人ぐらいいんですよ。焼津を除いたほかの施設というのは、みんな廃校になったところだとか、使わなくなったところ、そういうところをいろいろ改善しながらやっていて、岡田委員の質疑もあったんだけど、十七億何千万円というお金を投入するわけですよ。そこに対してどのくらいの収入を予定しながらどんなところに使われていくのかということは、この収支計画の中で見えてくることはすごい大切だと思うんですけど、どの辺まで収支計画というのは、これだけに言います、例えば、これは今は市の管轄でやっていきますよね。何年間かは分かりませんが、その中で、市の職員がこの中で働くときに必要な経費、給料とかそういう部分になってくるのかもしれないけれども、そういうものであったり、先ほど言ったえほんとのほうの図書館の関係で連携協定するところもあると思うんです。それと、おもちゃの関係の東京美術館との連携協定だとか、そういうものがあって、今は委託はされているということだけれど、そういうものが今後具体的にオープンしていった後、どんなふうにお金を使っていくのか。もう一つ例で言いますと、おもちゃ美術館のほうから、東京おもちゃ美術館にあつたいろいろなおもちゃの資料とかそういうものがあちこちに順番で貸し出されているよというのを聞いてきます。そういうもののお金がどのくらいかかるよ、あるいはメンテナンス、焼津市のおもちゃ美術館の中に独自に焼津の持ち物として設定されるいろいろなおもちゃがあると思うんですけど、そういうメンテナンスはどのくらいかかるんだよ、大体こんなことを予定している、そういうものがこの金額、そういうところに反映されて

いるというふうに解釈してよろしいですか。

○藤野 大子育て支援課長 試算上は、そういうことで整理をしております。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 じゃ、そういうことであるが、今ここでは示せないけれど、こんな試算の経緯についてはお知らせしていただくことはできるということではよろしいですか。

○藤野 大子育て支援課長 情報として提供させていただきます。資料のほうは全委員ということではよろしいですかね。

○村松幸昌委員長 そうしてください。

○藤野 大子育て支援課長 分かりました。

○村松幸昌委員長 それと、いいですか。今、杉田委員のおっしゃっていることについては管理運営に関するランニングコストの形だと思うんですけど、これは来年度の当初予算に計上されてきますよね。杉田委員、そのときの質疑でどうなんでしょう。

○杉田源太郎委員 そこですつもりでいます。自分だったら個人になると思うんですけど、大前提として、この条例が出てくる前提というのは、先ほど言ったように民間人の問題もあるので、この問題との関係というのは必ず関連してくるはずなんです。だから、そういうものがこの条例が出てくるときのベースとしてあるはずだということで、それを確認しておきたかったということです。

じゃ、それは後でしていただくということで、先ほどの安竹委員の質疑に対して5万人という中で、これはおもちゃ美術館に入園する人が5万人ということですよ。だけど、えほんという、そっちに来る人というのは無料ですよ。そののちを含めると、もっともっとすごい人数が増えるなというふうに思います。そして、そのよさというのはすごく感じてくれればいいなと思うんですけど、いわゆる2,800万円、おもちゃ美術館のほうに来てくれる、そういう2,800万円の比率は市外からのほうが3万人ぐら이다よというふうに予定している。この2,800万円が、先ほども言いましたけれど、どんなふうに分配というか、払われていくのかな。さっきのメンテナンスのことも含めて、職員のことも全部含めて、そういうところも今回提供していただく資料の中をお願いをしたいなど。そこは無理。じゃ、それは予算の中で出てくるということではいいですか。

○藤野 大子育て支援課長 先ほどの美術館のほうの収入についての充当先のことだと思いますが、基本的には維持管理費のほうに充当していく考えでございます。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 了解です。

先ほど言った東京子ども美術館との関係で、今、委託業務はやっているよ。委託業務をやっている、その委託業務というのはサポーター、そういう人たちを育てるためだけの委託であって、開館した後はそれも継続しなければならないと思うんだけど、そういうことも含んでいますか。

○藤野 大子育て支援課長 来年度、開館以降の業務支援のことだと思いますが、引き続き東京おもちゃ美術館のほうに運営の支援をお願いしたいという考えを持ってございます。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 分かりました。

この前も深田委員の質疑の中で分からなかったこと、正月休みというのを、第5条のほうで休館日、12月29日から1月3日というふうにしてあります。小学校、中学校の冬休みというのはいちよつと長いがあるので、4日からはやるよというような話じゃないけど、お父さん、お母さんも4日から仕事の人もあるかもしれないけれど、この期間というのはいちよつと休みは休みで、1日も開館しないよということですか。

○藤野 大子育て支援課長 公共施設が今のところで12月29日から1月3日までの期間は休館をさせていただきたいというふうに思います。御理解いただきたいといます。

以上です。

○杉田源太郎委員 了解しました。

先ほど司書も配置するという事になっているけれど、この司書というのは市の職員として司書が配置されるのか、それともどこかに委託されていくのでしょうか。

○藤野 大子育て支援課長 図書館司書の件は、現在、人材育成の応募をしていただいた方に図書館司書の資格を持っている方がまずいらつしゃつたということをお説明させていただいたのと、今後、こども図書館のほうへの図書館司書の設置については、具体的検討をしております。ただ、そこの司書の方が職員なのか、外部に委託するのかというのはいちよつと検討をしております。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 ということは、えほんのほうはどこかに委託、この前、いろんな説明会なんかがあったときに、図書館のほうの関係の事業者みたいのはいちよつとと思うんですけど、そつちの中に司書だとかそういうものがあるという、委託費との関係も出てくるんですけど、そういうふうには自分は解釈したんですけど、ボランティアも今いろんな研修をやり始めた、そういう人たちの中から司書をそこに投入する、それでいきますよということなの。

○藤野 大子育て支援課長 えほんの部分につきましても、美術館とまとめて東京のおもちゃ美術館のほうに業務支援というか、業務委託をする予定でおります。今の図書館司書、今、多分、委員が図書館のほうにどこかの業者がというお話があったと思うんですけど、今、監修とか、そういうものに関しては別の会社に業務支援をいただいているところがありますが、来年度、開館以降は東京のおもちゃ美術館のほうに、美術館分と、それから、えほんの部分、合わせて業務委託することを今考えております。

それから、図書館司書につきましてもはまだはっきりしなくて申し訳ないんですが、いろんなケースが考えられると思いますので、今後、人材育成、それから、焼津、大井川にも図書館の司書がいますので、そつこの連携なども総合的に考えて、設置については検討していきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 了解しました。

じゃ、次に、6条、入館の制限というところなんですけれども、3年生以下は保護者と一緒に来てよということなんですけれども、館内は広いもんで安全のためということをお慮したというお答があったと思います。ここのところ、深田委員の質疑の中もあつたんですけど、とまとびあ、あるいは島田市のぼるねですか、そういうところとい

うのも小学生だけで入場する場合というのは保護者の連絡先、そういうものを必要としているよということだったんですけど、保護者同伴で来られない市内の3年生以下の子どもについてはどういうふうにされますか。入場拒否ということでもよろしいですか。

○藤野 大子育て支援課長 条例の規定どおりでございまして、小学3年生以下のお子さんについては、保護者と同伴で来ていただくという考えでございます。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 小学3年以下は単独じゃ来られないということですね。分かりました。

次に、7条の入館料の関係なんですけれど、小学生、シニア、市外、これは運転免許証と保険証、そういうものを、あと、小・中学生は学生証でしたっけ、そういうものを必ず持ってきてくださいよということになって、それがなければ入れないということでもよろしいですか。

○藤野 大子育て支援課長 身分の確認方法として、免許証だったりとか健康保険証ということをお願いはしましたので、それがなければ入れないかということよりも、何か身分が確認できるものを御呈示していただければ、それで判断するというのも考えられるかなというふうには今のところ思っております。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 入場の中では、市外から来た子どもさんがいて、じいちゃん、ばあちゃんが焼津市民だった。そのじいちゃん、ばあちゃんが連れてきたとかというのは。

○藤野 大子育て支援課長 今後、運用の中で考えていきます。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 3階に手作りおもちゃ工房、それから世界のボードゲームというのは、こういうものというのは中学生、高校生、そのところでのアンケートの中から出てきて、これを造ろうというふうな経過ということでもよろしいですか。

○藤野 大子育て支援課長 具体的に対象者は中高生に絞ったアンケートは実施しておりませんが、幅広い市民の皆さんからのアンケートの中から出たアイデアという意見を聞いております。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 そういう幅広い意見の中で、こういうものが必要で欲しいよという声があったのでそれに応えたということは悪いとは言わないんだけど、そういうものがあつたときに、本当に行きたいねって中学生、高校生が行くというのは、そこだけに入るために別の入館料というものというのは、設定は考えていませんか。

○藤野 大子育て支援課長 結論だけになります、考えておりません。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 10条のところですけど、ここ、会館全体の中で飲食するところというのは指定されていますよね。1階の端っこのほうだったんじゃないかなと思いますけれど、まず、10条のところ、所定場所以外で飲食しないということを前提にしたときに、今、リュックサックみたいな、簡単なバッグなんかを持って入場することはあると思うんですけど、飲食はされない、あるいはおもちゃの管理だとかそういうことからしても、深田委員のほうから無料ロッカーの位置づけはないかという言葉が聞いていると思うんですけど、これについて検討はされていますか。

○藤野 大子育て支援課長 10条は所定の場所以外で飲食しないということの規定がござい
ますけど、具体的には今検討しているものの内容としましては、1階部分に絵本ラウ
ンジとかカフェエリアというスペースを今考えておりまして、そこでは飲食は可能とな
る予定でございます。

一方、おもちゃ美術館のほうには会議室も今予定しておりまして、そこでの利用も可
というふうに考えています。それを除いては、全て館内については飲食は禁止となる予
定でございます。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 ロッカーは考えていない。

○藤野 大子育て支援課長 ロッカーのほうも考えております。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 今後、今、市が管理者となって当面進めていくよということの議論の
続きだとは思いますが、この条例というのは、3年後だか4年後だか分かりませ
んけれど、そのほか委託先が決まって、市が造って民間が運営するよというのは、先ほ
ど青島委員が言った鳥海山のおもちゃ美術館、このところで運営NPOがあるわけ
ですけど、そこの関係なんかですごくトラブルになるようなことは、育成という場か
らしたときに絶対あっちゃいけない。そういうところから、委託するとき、そういうと
きというのはどんな形で委託していくのか。この条例というのがまた改定をされていく
という、そういう前提でよろしいですか。

○藤野 大子育て支援課長 今、委員からありましたように、おおむね3年程度は市の直
営という考えでございます。それ以降につきましては、例えば指定管理者制度という形
で外部にお願いする場合に当たりましては、これは指定管理者制度になった場合は、条
例の改定が必要になりますので、そのときに条例のほうは改定をさせていただきたいと
いうふうに考えております。

以上でございます。

○村松幸昌委員長 私のほうからお尋ねしたいんですけども、今日やっているものにつ
きましては、おもちゃ美術館の館の設置と管理について、いわゆる定めるといふふうな
形で趣旨ですね。今後、部のほうで施設の運用、それについての規程と、それと、もろ
もろの諸般の事情等をいわゆる担当部のほうからここの委員協議会、または委員会に諮
っていただけるということについて、どう考えていますか。

○渡辺晃子子ども未来部長 今後、検討をしまして、運用等の詳細の事項につきましては、
恐らく全員協議会で御説明のほうをお願いしていく形になろうかと思えます。

以上でございます。

○村松幸昌委員長 分かりました。委員の皆さん、そういうことですので、よろしくお願
いをしたいというふうに思っています。

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。

○青島悦世副委員長 ターントクル子ども館の運営・維持管理費を考えると、先ほどから
言われた市民の税金、それから、ふるさと納税の基金等も使われていくわけですが、これ
が将来にわたって負の遺産になってはならないと思えます。今後も道筋をしつ
かり説明する必要があると思えます。建設費も結構な金額でした。そして、償却費、運

営費等を考えていきますと、まだまだ適正であるかという疑問も多少あります。

という中で、さらに根拠を明確にする必要があると思うんです。先ほども委員長も言いましたけれども、それがまず先決だと私は思うんです。その後に、今日の条例の制定をしていただきたいという思いが強いわけです。冒頭に言いました今後の道筋をしっかりと示す必要がある、そして、負の遺産になってはならないという中で、そういったものをしっかりと明確に開示された中でこの条例をやっていくというと、今たくさんの質疑もありましたけど、そういったことがないようにしていただくというような状況で進んでいっていただくことが、これから長い子どもたちのためにやっていくこども館になっていくと私は思うもんですから、しつこいようですけれども、それらが先決であって、この条例の制定を行うということがいいと思ひまして、今回のこの条例制定についての反対討論とします。

- 杉田源太郎委員 私も今のと同じような趣旨でいるんですけど、物すごく期待をしている、再生のここは全てのポイントになっていくというふうに私も位置づけています。その中で、いろんな委員の方の質疑の中で、収支計画なんかについても私たちには今後お知らせいただくということになるかもしれないけど、あと、人員の配置の問題についてもまだそれは分からないというようなこともある。だから、先ほど中学生の問題を聞きましたけれど、そういうものについても位置づけ、それから、子育てという、そういう位置づけの施設ということからしたときの有資格者、結果的に有資格者がいたんだよということじゃないような、ちゃんと責任を負っていけるような、そういうもので条例をつくってもらいたい。そういう今たくさんの意見を聞いていただいて、それで、今後の、先ほど言った収支計画、中学生、高校生の位置づけだとか、そういうものをはっきりさせたその上で、そういう状況の中で条例制定はすべきじゃないかなと私は思います。この後、いろんな運用の中でいろいろ変えていけばいいという、そんなふうを感じるような、自分の気持ちかもしれませんが、そうじゃなくて。あと、運用なんか、ほとんど議会の審議も通じないで、ただそれは全協の中でちゃんと説明をすれば済むみたいな、そういうことじゃないんじゃないかなと。今の時点でこの条例の制定はすべきじゃないと思って、反対討論とします。

◇採決の結果、議第59号「焼津市ターントクルこども館条例の制定について」は賛成多数、原案のとおり可決すべきものと決定

- 村松幸昌委員長 以上でこども未来部所管の議案の審査は終了した。
暫時休憩する。

休憩（11：11～11：18）

- 村松幸昌委員長 会議を再開する。

教育委員会事務局所管の議案の審査に入る。

議第61号「GIGAスクール対応学習者用端末の取得について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

- 村松幸昌委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 安竹克好委員 パソコンの一式となっておりますが、これ以外に附属品というのは、これ以外はない、ほかにはないという考えでよろしいでしょうか。例えば、保護フィルムだとか、カバーだとか、そういう後から用意しなければならないというものはないという考えでよろしいのでしょうか。
- 増田洋一教育総務課長 基本的には本体のみでございます。
この中に含まれるものとしましては、1年間の年間保証をつけることですか、あと、ネットワークに接続するための設定とか、そういったものを含んで発注はしておりますけれども、物自体は本体のみになります。
- 安竹克好委員 今回、この発注をかけた備品以外に後から購入するということはないという考えでいいでしょうか。
- 増田洋一教育総務課長 端末、ハードの部分は、これで最後になります。
ただ、ソフトがこの中に含まれておりませんので、ソフトにつきましては、11月補正でまた御審議をお願いする形になるかとは思いますが。
- 安竹克好委員 そのソフトに対しての購入という、補正で諮るという予定というソフトの今のところ、現状、GIGAスクールにおいてのソフトをどのぐらい入れるのか、ちょっと全然分からないですけど、予測されている部分ってあるんでしょうか。
- 増田洋一教育総務課長 今、ソフトについては、選定の作業を行っていて、なおかつ、予算に計上しなきゃならないものですから、財政当局との査定もこれからですけれども、少なくとも、授業支援ソフト、教員側が使う授業支援ソフト、それから、共同学習をするための共同学習ソフト、それから、個人が学習する学習ドリルソフト、この3つは最低必要だと思っております。
- 安竹克好委員 了解です。
- 河合一也委員 今伺って、その設定までの費用が入っているということだったんですけど、その設定作業というのは、誰が行おうというか、するものですか、ちょっと伺います。
- 増田洋一教育総務課長 落札業者であります東栄商工株式会社が行います。
- 河合一也委員 そこまで入って向こうでやってくれるということで安心しましたけれども、教員がやるようになったら、これは大変なことだなとちょっと思ったものですから伺いました。
あと、仕様に関しては、全て文部省が推奨の標準仕様であるということもいいと思うし、私もコンバーチブルというんですか、分かれるというのは、何かのときにやっぱりいいなというふうに思っていましたので、そういった意味ではいいと思います。
台数なんですけれども、全体のこの費用に台数で割ると、3万七千幾らだったか、非常に安上がりだったという感じになって、物はちゃんとしていて非常に安くてということで、それは好ましいなというふうに思いましたけれども、1万943台という台数は、1人1台でぴったりなのか、多少とも余裕を持った予備が入っての台数なのか、その辺、教えてもらっていいですか。

○増田洋一教育総務課長 G I G Aスクール構想の補助金の国の補助の基準が平成30年5月1日現在の児童・生徒数を基準にしています。その数が1万943というわけです。

実際……。ごめんなさい、違いました。令和元年度です。昨年度ですね。昨年度の5月1日時点の人数が基準になっています。それが1万942人と。

実際、今年度、令和2年度の5月1日現在だと、児童・生徒数が1万555です。その差の分が教員用のパソコンということで、基本的には、ぴったりというか、教員と実の生徒を含めてぴったりの数です。予備は含まれておりません。

○河合一也委員 分かりました。

あと、ソフトはこれからということになるので、具体的に使い始めるのは、また来年度以降とは思いますが、大体いつ頃から授業で使っていこうというふうに考えられているのか、あったら教えてください。

○増田洋一教育総務課長 それこそ端末の納期が3月1日で、それに合わせてソフトも入れに来てもらおうかとは思っておりますけれども、3月からその授業ができるかといったら、なかなか難しいと思うので、実質的には来年度になってからというふうに考えています。

○河合一也委員 実際には来年度の生徒たち、児童・生徒が使うということで、来年度の児童・生徒の数というのは、さらにまた減ることですけど、その人数を教えてください。

○増田洋一教育総務課長 来年度の人数までは今は分からないですけども、傾向として児童・生徒数は減っているものですから、先ほど言った今年度の1万555名よりも減るのは確実です。そこで減ると、その分が予備品に回せるかなというふうには考えます。

○河合一也委員 了解です。来年度も大体予定は大体分かっているだろうかなと思って人数を聞いたんですけど、具体的には多分分からないだろうなと思いましたが、減ることは間違いのないということで、了解しました。

○杉田源太郎委員 ちょっと私もあまり詳しくなくて申し訳ないですけど、ソフトがまだ入っていないで、来年の補正予算だよというふうな、11月の補正になってくると思うんですけど、このソフトというのは、1台に幾らということになるので、掛けるこの台数という、そういうことですか。

○増田洋一教育総務課長 今、ソフト自体を選定、いろいろ比較検討して選定しているものですから、決まっているものがないものですから何とも言えないですが、計算上、端末の数、掛けるソフトという計算をすることもあるでしょうし、クラウドで使うものから、一式という形で見積りがされたりするものもあるかと思うんです。まだちょっと確定していないものですから、はっきりしたことは言えませんが。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 すみません、入札の関係でちょっと、勉強が少なくて申し訳ないですけど、指名して指名競争入札の場合というのは、金額がすごく大きい場合というのは、何か比較基準、基準じゃないな、何か縛りみたいなのがあったんですけど。

○増田洋一教育総務課長 議会の承認が必要なのが、うちの場合2,000万円以上ということですから、この議会の承認案件になるものについては、この指名業者の選定委員会を経て業者が指名されております。

- 杉田源太郎委員 それで、最低価格やと、そういうものの指定はないんですね。あくまでも2,000万円以上のものについて、委員会のほうで指名業者とか、そういうのを決めながら、それで入札してもらって、入札してもらうときに、これ以上高くしちゃ駄目だよ、これ以上低くしちゃ駄目だよと、そういう基本、規定みたいな、そういうのというはないということでもいいですか、最低価格ということ。
- 増田洋一教育総務課長 入札に当たりましては、当然予定価格というものを設定してあります。それを下回らないと落札にはならないということです。
- 杉田源太郎委員 今、最低価格、何価格とおっしゃった。
- 増田洋一教育総務課長 予定価格。
- 杉田源太郎委員 予定価格、その予定価格を下回っちゃいけないよという、上回っちゃいけないよ。
- この予定価格というのはどこに書いてあるんですか。
- 増田洋一教育総務課長 今、手持ちにはないんですが、この資料には予定価格は載っていませんが、基本的に、国の補助金が1台4万5,000円ということになったものから、そこが基準になって事業が設定されていると思います。
- 村松幸昌委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第61号「G I G Aスクール対応学習者用端末の取得について」は全会一致、可決すべきものと決定

- 村松幸昌委員長 議第62号「G I G Aスクール対応学習者用端末充電保管用電源キャビネットの取得について」を議題とし、当局の説明を求める。
- (当局説明)

- 村松幸昌委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 河合一也委員 やっぱりキャビネットというのは、多分安全な保管と管理が一番大事だということで設定されていく必要があると思うんですけど、これ、どこに具体的に置かれるのかということまで、もし教えてもらえたら。1教室ずつ1台ずつ教室なのか、あるいは、どこか空き教室にまとめて置くのか、廊下に置くのか、そういったところを教えてください。
- 増田洋一教育総務課長 基本的には教室に置きます。
- ただ、教室がやはり1クラス当たりの人数が多い教室なんかは狭いものですから、実際の置場所について、学校と調整をしております。場合によって空き教室みたいなところがあれば、そこにまとめて置くということも考えられますが、あと、廊下が広い学校の場合、最低何メートル以上かとか空いていないと消防法上問題があるんですけども、広い場合、廊下に置くということも考えられるとは思いますが、基本は教室内ということに学校の中で調整をさせてもらっています。

以上です。

- 河合一也委員 分かりました。
- 1教室分の生徒、多分35が一番多いとして、それが1台で全部入ってしまうのかどう

か。1台で何台分入るのか教えてください。

○増田洋一教育総務課長 今回購入するものは、2タイプがあるんです。1つは、大きいタイプで44台です。もう一つは、22台です。1学年の人数が少ない学校もあるものですから、22台用の2種類購入を予定しています。

○河合一也委員 安全という意味でもう少しお願いしたいんですけど、扉が観音開きか何か、多分なると思うんですけども、そこがガラスだったりしないものも多分あると思うんですけど、ガラスだったりするのかどうかというのと、あとキャスターですよ。これはどうなっているのかというのを教えてください。

○増田洋一教育総務課長 扉はガラスではありません。普通のスチールになると思いますけれども。

入札の条件として、今回発注をかけたのは、キャスター付きの電源キャビネットという事で入札をかけております。

○河合一也委員 キャスター付きということは、動きやすくて掃除とかはしやすくなると思うんですけども。

あと、電源とか、そういうのは特に工事とか、必要にならないのかどうかというのだけ最後に教えてください。

○増田洋一教育総務課長 教室内にあるコンセント、もう全部使ってしまったという状況ですと、電源の工事が必要になります。今、それも学校のほうの現場を確認する中で、今、それとは別にネットワーク工事のほうの工事をやっています、企業体が今やっているんですけども、その中には、3学年分の電源キャビネットを加えたんですね。今回入札するのはそれ以外の学年分なんですけど、現場でコンセントが足りないというところについては、別途電源の工事を行う予定でおります。

○河合一也委員 了解しました。

○安竹克好委員 この大きさと、寸法、キャビネットの寸法、先ほど2つ、44台用、22台用というサイズを教えてください。

○増田洋一教育総務課長 44台用が、幅が940、94センチ、それから、奥行が49センチ、高さが1,214ですので1メートル21センチぐらいというものです。

○安竹克好委員 ワイドが940の奥行490、Hが1,214、これはどっちのサイズなのですか。44台用のほうだね。となると22台用のやつは、この半分ぐらいの大きさと大体考えれば、大きさはこれでいいのでしょうか。

○増田洋一教育総務課長 すみません、正確な大きさが今は言えないんですけども、基本的には44の半分なので、ほぼ半分の大きさというふうに考えていただければ結構です。

○安竹克好委員 この辺のこの面、発熱されるかと思うんですけど、そういうの、対策というのは何か考えているのでしょうか。例えば充電、44台が充電するようになって、そのような発熱量が発生されるかと思うんですけど、そこら辺の何か対策というかお考えとか、もしございましたら教えてください。

○増田洋一教育総務課長 それこそ参考資料の10ページを御覧いただきたいと思いますが、その10ページの一番下に充電機能としまして、充電時の電源容量に配慮し、輪番充電機能つきだということを条件にして入札することになります。

例えば44台同時に充電をかける、そうすると使用する電力も多くなってしまうもので

すから……。

参考資料の10ページ。44台のものを実は11台ずつの4グループに分けて、1時間ごとに1グループの充電をして、それが終わると次のグループにして、これを繰り返すような充電、輪番充電式と思っていますので、1台あたりはそんな感じでやるものですから、発熱とか、そんなにはないというふうに考えております。

○安竹克好委員 了解です。

○鈴木浩己委員 それこそ今月から中学校だと1年生の学級にキャビネットの工事が始まったわけなんですけれども、1年生のキャビネットというのは、固定式なんです、キャスターつきじゃなくて。2、3年生は今回の契約案件ですけれども、キャスターつきだということでした。

そうすると、起きてはなりませんけれども、大きい地震が来たときにやっぱり民家でも家具の転倒、落下防止対策だとか、そういったものを動かさないとうまくないものですから、ですので、1年生はもう据付けタイプなんですけれども、2、3年生の今回の契約案件で設置をする固定というか、転倒防止というか、そういう対策もぜひ行っていただきたいと思いますので、これは要望とさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○村松幸昌委員長 今、鈴木委員のほうから話がありましたけれども、工事に関すること、手戻り等事故のないような形をお願いをしたいと思います。

○杉田源太郎委員 入札のことで申し訳ないですけど、今度、落札者と辞退していないところで、差が2.5倍ぐらい、価格差があるんですけど、この中身が当然入札された内容を検討されていると思うんですけど、この違いというのは何ですか。

○増田洋一教育総務課長 入札に当たりましては、私どもで標準というか仕様を提出させてもらっています。その仕様を満たしていれば、どこのメーカーの物でも構わないということになりますので、入札された業者がその取引の中で、取引が濃い業者から物を仕入れて、ほかの見積りをもらって、そこに利益は上乘せしたりして入札に及んでいると思いますけれども、それぞれの業者の考え方でこれだけの差が出ているかと思います。

○杉田源太郎委員 充電器だもので、そんなに仕様で倍もするような、そういう差というのはあるのか。仕入先が違うことによって倍も違うという、そういうことで、中身については分からないということですか。

○増田洋一教育総務課長 実際に各業者がどの製品を見積もって入札したか、最終的には、その業者の単価の応募でも、事前に一度その最低基準、最低の仕様書、基準を満たしているかどうかの確認はさせていただいています。それは各メーカーとか、業者のほうの価格の設定だものですから、そこについては私もよく分かりませんが、少なくとも最低の基準、仕様は満たしているということは確認をしています。

○村松幸昌委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第62号「G I G Aスクール対応学習者用端末充電保管用電源キャビネットの取得について」は全会一致、可決すべきものと決定

○村松幸昌委員長 以上で教育委員会事務局所管の議案の審査は終了した。

以上で当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。
これで総務文教常任委員会を閉会とする。

閉会（11：47）